

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
1120010	産業用大麻種子の流通体制構築(輸入規制緩和あるいは国内調達体制の確立)	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入の付し、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業局第238号厚生省作業局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。		下記法規緩和あるいは支援措置の実施 (法規緩和) 学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻(以下無毒種)について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。 (支援措置) 国内における無毒種子の流通体制の確立、または無毒種の開発に向けた研究の実施	【提案の背景】 「北見地域産業振興ビジョン(経済産業省)」において、「遊休地を活用した産業用大麻の栽培及び建材等の開発が推進すべきプロジェクトの一つ位置づけられていることから、提案主体は事業化に向け真摯に取り組んできた。しかし、国内で唯一事業化している栃木県においては県外への種子持ち出しを条例で禁止しており、輸入についても法で制限されていることから、工業製品製造のノウハウを持ちながらも事業化に着手できない状態にある。こうしたことから、輸入、国内調達を問わず産業用大麻種子の流通体制確立に向けた法規緩和もしくは支援措置の実施を要望するものである。 【大麻栽培による効果】 ①大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布、生分解性プラスチックとして利用可能。(廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与) ②生育速度が極めて速いことから二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。 ③硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にも貢献できる作物である。(とりわけ北海道東部において地下水汚染が広がっている。) ④雑草、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図るだけでなく、畑に工場を隣接して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。 【代替措置】 都道府県知事による栽培許可の有無などの条件、制限や種子の管理方法などについて貴省の指示に従う。 【支援措置の要望】 地球環境保全が重要となる中、成長速度の速いバイオマスが注目されていることも併せ、公的機関による横断的な無毒品種の開発等を要望する。	C	—	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、大麻の違法な栽培を助長することのないよう、現行の輸入体制を維持し、厳正に対処する必要がある。 また、大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	貴省からの回答において、「輸入規制緩和措置要望」に対する見解が詳細に記述されておりますが、「支援要望」に対しては見解が示されておりません。本件が「北見地域産業振興ビジョン」において推進すべきプロジェクトの一つに位置づけられていることを鑑み、踏み込んだ回答をお願いするものであります。				1 0 5 8 0 1 0	産業クラスター研究会 オホーツク「麻プロジェクト」	北海道	厚生労働省 経済産業省
1120020	グリーン電力証書が算定できるように省エネ法の緩和	工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(経済産業省告示第65号)	II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 事業者は、上記Iに掲げる諸基準を遵守するとともに、エネルギー消費原単位(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年9月政令第287号)第4条第1項で定める業種にあっては生産のために要したエネルギーの使用量を生産数量で除して得た値をい、その他の業種にあっては業務のために要したエネルギーの使用量を建物延床面積その他の当該業務に供した施設の規模等エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除して得た値をいう。)定工場又は事業場ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として技術的かつ経済的に可能な範囲内で次に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。		省エネ法においては、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標としているが、そのエネルギー消費原単位にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力(グリーン電力)を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値(環境価値)とに分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書やCSR報告書等に公表できるという制度である。 民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増えているものの、その普及は19年度末現在、グリーン電力全体の約1.7%にとどまっている。 松山市では平成20年度、豊富な日射量を活かした「松山サンシャインプロジェクト」を策定、中核市トップの補助制度による太陽光発電システムの普及と新たなソーラー関連産業の創出プログラムにより、太陽光エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業創出」を目指している。 そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、省エネ法において、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標としているが、エネルギー消費原単位の算定に当たって、グリーン電力証書の購入に相当するエネルギー使用量の控除を認めることとする。	C	—	省エネ法において、事業者は、設置しているエネルギー管理指定工場に関するエネルギー消費原単位等を国に報告し、国は当該情報について全国一律に確認法の執行を行っているため、特定地区に独自の算定方法を導入することは困難である。	特区制度は、どうすれば提案の趣旨を実現できるかという観点でご検討いただくものであるため、特区になじまないものであるならば、全国での対応ができないかを右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。 また、現行制度において提案された措置を行う場合、規制等問題となる点について明らかにされた。	この提案は、特定地区において、独自に算定方法を導入するのではなく、全国一律に緩和措置を講ずることを目的としたものであり、グリーン電力証書が証明する環境価値を効果的に活用することで、グリーンエネルギーの導入促進の一助とするものである。				1 0 6 0 0 1 0	松山市	愛媛県	経済産業省
1120030	グリーン電力証書が算定できるように温暖化対策法の緩和	・地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第5条-第7条 ・温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令 ・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令	対象事業者は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を算定し、報告することとされている。		温暖化対策法においては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に対して、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、その温室効果ガス排出量の算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	グリーン電力証書制度は、平成13年度から始まった制度であり、太陽光等の再生可能エネルギーからつくられる電力(グリーン電力)を、電気そのものの価値とCO2を排出しないという価値(環境価値)とに分け、この環境価値を証書として購入することで、グリーン電力の普及に貢献したとして環境報告書やCSR報告書等に公表できるという制度である。 民間においては、事務所、イベント等で使用する電力や、タオル、Tシャツ等の商品の製造過程で使用する電力に相当するグリーン電力証書を活用する事例が増えているものの、その普及は19年度末現在、グリーン電力全体の約1.7%にとどまっている。 松山市では、全国平均を大幅に上回る日照時間と少雨な気候特性を有利に活かすため、太陽光発電システムの導入を促進しており、20年3月現在、住宅におけるその普及率は1.1%と中核市1位を誇る。20年4月「松山サンシャインプロジェクト」を策定し、太陽光エネルギーの活用を核に「脱・温暖化」と「産業創出」を目指している。 そこで、太陽光発電をはじめとしたグリーン電力のさらなる普及促進を図るため、グリーン電力証書の購入者の実質的なメリットとして、温暖化対策法において、国に報告が義務付けられている温室効果ガス排出量の算定に当たって、CO2を排出しないという価値であるグリーン電力証書の購入量に相当する温室効果ガス排出量の控除を認めることとする。	C	—	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においては、全国一律のルールで排出量を算定し、集計・公表する必要があることから、特定地区に独自の算定方法を導入することは困難である。	特区制度は、どうすれば提案の趣旨を実現できるかという観点でご検討いただくものであるため、特区になじまないものであるならば、全国での対応ができないかを右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。 また、現行制度において提案された措置を行う場合、規制等問題となる点について明らかにされた。	この提案は、特定地区において、独自に算定方法を導入するのではなく、全国一律に緩和措置を講ずることを目的としたものであり、グリーン電力証書が証明する環境価値を効果的に活用することで、グリーンエネルギーの導入促進の一助とするものである。				1 0 6 0 4 0	松山市	愛媛県	経済産業省 環境省
1120040	温室効果ガスの排出権取引制度の導入				以下のような排出権取引制度を創設する。 1. 排出権対象対象: (a)化石燃料ベースの削減対象は、化石燃料の生産・輸入・販売企業等(「川上」産業) (b)電力ベースの削減対象は、それ以外の企業(「川下」産業) (c)電力会社は化石燃料ベースで排出権取引を行う (d)電力会社は電力供給の制限はない。 2. 割当方法 (a)川上=全量無償割当 (b)川下=全量無償割当から、徐々に全量有償割当へ移行 3. 排出量のモニタリング、算定・報告方法は既存の輸入・電力供給手続きを利用可能 4. 電力会社の排出権の種類を変えることで、他のガスにも援用可能	現行制度「経団連による自主行動計画」では、削減義務の有無などで国際スキームへのリンケージがなく、カーレッジも低い問題だ。当該問題は地球規模のアジェンダであるため将来的な世界的ルール統一は自明なので、ICAPなどの作成過程への不参加はルール参加者としての日本の利益上甚大な損失であり、一刻も早い制度導入が望まれる。 加えて、削減インセンティブも問題だ。排出権取引は削減義務が生じる反面、超過削減には排出権売却の権利も生じる。これは温室効果ガス削減に対する経済的インセンティブ(「削減インセンティブ」)になる。数値目標だけの現行制度は超過削減インセンティブがなく、企業にとってデメリットのみの排出権設定自体へ不満も生じる。また、日本はアジアという途上国群と経済的関係性が深いため、削減をビジネスチャンスへ変える枠組みは必要だ。なぜなら、現状では全世界への最速技術導入を仮定しても排出量半減は不可能なので、技術イノベーションが必須となるが、それには「技術導入に際する最大の論点は削減対象だが、本案は川上・川下両方式の重要点を網羅、生産・輸入・販売時点での規制のため排出量に対する削減枠のカーレッジが高く、現行手続を利用するため監視コストも低く、主な削減主体である一般企業へも割当ため削減インセンティブも高く、制度の目的達成(削減インセンティブ)、目標達成(カーレッジ)、運営(監視コスト)を全て網羅している点で最適な制度であるため、早期に導入すべきだ。	C	—	国内排出量取引制度については、福田総理が平成20年6月9日に発表した「『低炭素社会・日本』をめざして」において、「今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、すなわち実験を開始する」とされたことを受け、「試行的実施」につき、内閣官房に経済産業省、環境省等関係省庁からなる検討チームを設置し、京都議定書目標達成計画や、同計画に位置付けられている自主行動計画との整合性を図りつつ、既存の制度や企案中の制度を活用し、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらうことを念頭に、制度設計を進めていく。試行的実施での経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしていく。					1 0 8 4 0 8 0	個人	東京都	経済産業省 環境省	